

内資人考

春名宏昭

もある。

奈良国立文化財研究所が一九八九年七月に実施した第二〇〇次補足調査は、二条大路の南側路肩に掘られた東西溝の部分的な調査であった⁽¹⁾。この調査で出土した木簡の中に特に筆者の関心を引いた木簡がある(二〇〇頁写真参照)。

・内資人宿
日下部乙万
忍坂乙万
尾張沙

・天平八年四月廿日

この木簡は宿直木簡の一種であり、当番の人名を報告したものと考えられよう。三人の人名のうち日下部と忍坂は一般的に考えて、「乙万呂」でよからうが(以下「乙万呂」と記す)、尾張はこれだけでは推定は不可能である(同「沙□」)。また木簡は完形ではなく下部が欠損しているから、三名以外にも人名が列記されていた可能性

問題は「内資人」という聞き慣れない官職名である。資人は諸王・諸臣の従者であり、類似の存在としては天皇の内舎人・大舎人、中宮の中宮舎人、皇太子の東宮舎人、親王の帳内がいた。律令制以前は、『日本書紀』を見ると、例えば山背大兄王や輕皇子(後の孝徳天皇)・有馬皇子の従者が「舎人」と表現されており、皇子(後の親王に相当)や王(同諸王)の従者も「舎人」の範疇に入っていた。

『日本書紀』の「舎人」はトネリの和訓に漢字を当てはめたものであり、従って律令制以前は諸王以上の従者は全てトネリと呼ばれていたことになる。これに対して、諸臣の従者が「舎人」と記されている例はなく、「資人」という記載にはツカヒトもしくはツカヒトという訓が付されている⁽⁴⁾。編纂物である『日本書紀』の表現であるから、このことを過大に評価するのは危険だが、少なくとも、天皇をはじめとして皇室に繋がる皇子や王の従者と諸臣の従者との間に差別が当時あったことは認めてよかろう。

この差異に関して注目すべきは、『統日本紀』和銅三年(七二〇)

七月丙辰条で左大臣石上麻呂の従者が「舍人」と表記されている事実である。この記事は、大宝令成立までの一時期に諸王以上の従者と諸臣の従者がともに「舍人」と表現されていたことがあり、その遺制が現れたものと考えられる。この「舍人」にトネリとツカヒトという二つの和訓があったとは考えにくく、従ってこの時期には従者は全てトネリと呼ばれていたと考えてよいように思われる。

大宝令制下では諸王の従者（律令制以前のトネリ）と諸臣の従者（同ツカヒト）がともに資人とされているが、これは右の変遷を前提にしてはじめて合理的な理解ができる。即ち、諸王以上の従者と諸臣の従者が区別されていたのがある時期に「舍人」として一括され、大宝令で前代の二区分とは全く無関係に舍人・帳内・資人という三区分を新たに設定したのである。『日本書紀』の傍訓ツカヒトは、大宝令制下の資人の和訓ではなく、律令制以前の諸臣の従者の和訓であったと考えられる。つまり、大宝令制下の舍人・帳内・資人は全てトネリの範疇に含まれると見做してよく、この観点に立てば、先の木簡の「内資人」はウドネリと読むことができよう。

ではなぜ「内舍人」を「内資人」と記したのであろうか。それは、律令制以前のトネリとツカヒトの差別が律令以後にも感覚的に残存したか、もしくは大宝令制下の舍人と資人の差別から、「内舍人」という表記は躊躇され「内資人」という表記がなされたのではなかろうか。即ち本稿では、「内資人」は諸王・諸臣に賜った内舍人で

あるという可能性を提案し、以下でこの仮説を検討してみたいと思う。

第一章 内舍人の賜与

内舍人を臣下に賜る初見は、養老三年（七一九）に舍人・新田部親王に二人を賜つたものである。⁽⁷⁾ この時、舍人親王は一品、新田部親王は二品で、ともに当時の皇親中の長老格であり、舍人親王には内舍人二人・大舍人四人・衛士三十人、新田部親王には内舍人一人・大舍人四人・衛士二十人が賜与されている。元正天皇の詔に「今二親王、宗室年長、在し朕既重。実加三褒賞、深須三旌異」とあるごとく、この賜与は、当時の両親王の地位の重要性を天皇自身が認識し、さらにそのことを官人全員に知らしめるために行つた措置であった。ただ「其舍人以供三左右雜使、衛士以充三行路防禦」⁽⁸⁾ とあるのに、実質的な意義を想定するのは若干の留保が必要であろうと考える（後述）。

この制は平安時代にも継承された。その濫觴は、初の人臣攝政藤原良房である。『日本三代実録』貞觀十三年（八七一）四月十日条には、

勅。（中略）朕外祖父太政大臣藤原朝臣、風概沈遠、器度淹凝、摘膝之寄攸、帰、拋計之任是重。朕自レ在三縫襟、頼レ其保レ生。

義為君臣、恩過父母。蓋有不世之功、須受非常之寵。而鳴謙在心、卑損無已。所以行顯著之績、春秋繁茂、成隆崇之典、歲月寂寞。今朕已得成人、大臣頽齡漸暮。若遂倍多之美、不崇加異之章、則恐當時後代將歸謗於朕躬。夫太政大臣、法當食邑三千戶、及隨身兵仗、国有成式。又准三宮給年官、先帝之恩寵也。而至于封邑、固讓三千、唯享千戶、隨身等事、皆辭不受。朕以、祿法所當、古賢不辭。既能有其功、居其位。何不食其祿、增其威。⁽⁹⁾然則辭封邑等事、乖三元老崇班之義、非國家要飾之心。故今不敢踰法、唯尽其所當。宜下其封戶全食三千、以內舍人一人、左右近衛・左右兵衛各六人、為其隨身之兵、又給帶仗資人卅人。上官准三宮事、亦當奉遵先帝之遺詔。(中略)普告遐邇、令

レ知朕意。

この記事でもう一つ注目される点は、天皇の側近官として内舎人の他に近衛・兵衛が賜与されていることである。両親王の記事と比較すると、内舎人と内舎人・大舎人・近衛・兵衛と衛士がそれぞれ対応関係にあるようにも思えるが、近衛・兵衛は出身階層や天皇との親近性などにおいて衛士とは同じ武官でも大きな違いがあり、むしろ内舎人・大舎人に近い。

武官という点で注目されるのは、内舎人が武官的性格も合わせ持っている点である。内舎人は職員令3中務省条に、員数九十人で職掌が「帶刀宿衛、供奉雜使、若駕行分衛前後」と規定されている。令条内でこれらの職掌に對応した規定を見ると、まず「供奉雜使」に關連する条文として、三条文が挙げられる。公式令56諸王五位条は、

凡諸王五位以上、諸臣三位以上、致仕身在畿内、毎季、五位以上、毎年、並令内舎人一巡問、奏聞安不。

で、対応する唐令は、『南部新書』⁽¹⁰⁾卷王から開元二五年令として、諸文武官職事五品以上、致仕身在京者、毎季、令通事舎人一人巡問奏聞。(後略)

と復元されている。⁽¹¹⁾軍防令18節刀条・19有所征討条は、凡大將出征、皆授節刀。辭訖、不復反宿於家。其家在京者、毎月一遣内舎人存問、若有疾病者、給医藥。凱旋之日、奏遣使郊勞。

凡有所_レ征討、計_二行人、満_三三千以上、兵馬發日、侍從充_レ使、宣勅慰勞發遣。其防人満_二一千以上、發日遣_二内舎人_一發遣。

であるが、条文中の内舎人に関連した個所は、『大唐六典』卷九通事舎人に唐令条文もしくはその取意文と見做せる文章がある。

凡軍旅之出、則受_レ命慰勞而遣_レ之。既行、則每月存_三問將士之家、以視_二其疾苦。凱還、則郊_二迓之_一皆復命。

池田温「_（唐令拾遺補_）編纂をめぐって」では18条相当の開元七年令として復元されているが、_（軍旅之出、則受_レ命慰勞而遣_レ之_）は明らかに19条に対応した規定である。以上の三条では唐令で通事舎人が行っている職掌を内舎人が行つており、日本での律令制定時に通事舎人の職掌を内舎人に担当させた過程が確認できる。

一方「_帶レ刀宿衛」に関しては、「_供ニ奉雜使」のように具体的に

職掌を規定した条文はないが、考課令32条に、

勤_ニ於宿衛、進退合_レ礼、為_ニ内舎人之最_一。

とある前半部分が対応しよう。なお後半部分に関連する条文としては宮衛令19条軍器条が挙げられる。

凡有_レ獻_ニ軍器・戎仗等_一、即令下内舎人隨_ニ獻人_一將入上。

これに対応する唐令条文は管見の限りでは見当たらないが、『大唐六典』卷九通事舎人に記された「朝見引納及辭謝者於_ニ殿廷_一通奏」という通事舎人の職掌を皇帝と臣下との取り次ぎ役と一般化されば、内舎人は職員令の規定以外にも通事舎人の職掌を引き継いでいる

たと見做せるかもしない。

「若駕行分_ニ衛前後」は令には関連条文がないが、衛禁律17車駕行衛隊条には、

凡車駕行、衛隊者、杖一百。若衛_ニ兵衛及内舎人仗_一者、徒一年。謂_ニ仗隊間_一者。誤者、各減_ニ一等。若畜產唐突、守衛不_レ備、入_ニ宮門_一者、杖七十。衛_ニ仗衛_一者、笞五十。

以上、内舎人は通事舎人の職掌に対応する文官的な職掌以外に武官的な職掌も有していた。このような内舎人は、公式令52内外諸司条で、

凡内外諸司、有_ニ執掌_一者、為_ニ職事官、無_ニ執掌_一者、為_ニ散官。五衛府・軍團及諸帶_レ仗者、為_ニ武。太宰府・三閨國及内舎人、不_レ在_ニ武限_一。自余並為_レ文。

と、「_帶レ仗者」でありながら「_供ニ奉雜使」_一という文官的な職掌ゆえに武官の扱いは受けなかった。内舎人は、天皇の身近にいることから、自然、時には勅命を帶して使し、また日常的には天皇の身辺警護を行つた。それを職掌として明文化したのが職員令の規定である。つまり、天皇の側近官という官の性格に全てが収斂されるのである。

従つて、臣下に賜与された内舎人を単に雜使に供奉する従者と考えたり、また衛士と同列に私的武力の増強と見做すことは、この制

度の本質的理解に繋がるまい。この制度の本質は、天皇の側近官を臣下に賜与する点にこそあると考へる。

では、この制度は律令制以前の日本に存在した制度であろうか。

もちろんその当時には舎人は内舎人・大舎人に分化しておらず、また舎人に限らず天皇の側近官を臣下に賜与した例はない。日本が中國の律令制を導入する際には、中國に制度自体が存在しないものを除外すると、①律令などの成文法を模倣し律令条文を作成する、

②中国には成文法としては存在しないものの確実に前代から継承されてきた制度を模倣し律令条文を作成する、③律令など成文法となつてゐる制度を導入するものの律令条文としては規定しない、④中國には成文法としては存在しないものの確実に前代から継承された制度を導入する(律令条文としては規定しない)、という四つの場合が考へられる。⁽¹³⁾ 内舎人賜与の制度は、この④に該当する諸制度の中の一つではなかつたかと考へられる。そこで次に、その中國の制度を章をあらためて考へてみたい。

第二章 班 剣 制

皇帝の側近官を臣下に賜与する中國の制度を唐代までに求める、南朝期に多く見られる班劍の存在が注目される。班劍に関しては、『王右丞集箋注』にその説明があるので、それを見てみよう。『王右

丞集』は、唐の玄宗・肅宗に仕え尚書右丞にまでなつた王維の詩歌集である。王維は、『旧唐書』卷百九十下文苑伝下の彼の伝で「以詩名盛於開元・天宝間、昆仲宦遊兩都、凡諸王駕馬豪右貴勢之門、無不_レ私_レ席_レ迎_レ之、寧王・薛王待_レ之如_レ師友」と評されるほど、詩文で有名な人であった。この王維の詩歌集に清の趙殿成が注したのが『王右丞集箋注』である。

「班劍」は卷十九の「暮春太師左右丞相諸公于韋氏逍遙谷謙集序」に出ており、その箋注は次のとくである。

王儉・褚淵碑文、給_レ班劍二十人。劉良註。班劍、謂_レ執_レ劍而從_レ行者_一也。李周翰註。班劍、木劍無_レ刃、假作_レ劍形、画_レ之以_レ文、故曰_レ班也。任昉竟陵文宣王行狀、虎賁班劍百人。李善註。晋公卿礼秩曰、諸公及開府位從公者、給_レ虎賁二十人、持_レ班劍_一焉。呂向註。班列也、言_レ使_レ勇士行列、持_レ劍以為_レ儀仗也。通鑑宋紀、劭使_レ班劍及左右排_レ轂。胡三省註。班劍、持_レ劍為_レ班、立在_レ車前。⁽¹⁴⁾

王儉・褚淵は南朝齊代の人。王儉は永明元年(四八三)に太祖高帝の遺詔により鎮軍將軍となり、世祖武帝の即位と同時に班劍二十人を賜与されている。褚淵は宋代の元徽二年(四七四)に班劍二十人を賜つてゐるが、この時班劍を賜与される地位に昇つたというわけではない。その後高帝の遺詔により錄尚書事となり、班劍を加増され三十人となり、さらに薨去時に再度加増され六十人となつてゐる。

竟陵文宣王⁽¹⁵⁾は齊の武帝の第二子。永明五年（四八七）、司徒に正位したのにともない班劍二十人を賜つた。その後武帝の遺詔により輔政し、太傅に進むと同時に班劍を三十人に増されたが、間もなく

薨じ「虎賁班劍百人」を賜つてゐる。李善の註に引く『晋公卿礼秩』の文章は、『晋書』卷二十四職官志にも「諸公及開府位從公者、品秩第一、（中略）給武賁二十人、持班劍」（後略）⁽¹⁶⁾と見える。

虎賁は『続漢書』百官志一（『後漢書』志二十五）に、

虎賁中郎将、比二千石。主虎賁宿衛。左右僕射・左右陸長各一人、比六百石。僕射、主虎賁郎習射。陸長、主直虎賁、朝会在殿中。虎賁中郎、比六百石。虎賁侍郎、比四百石。虎賁郎中、比三百石。節從虎賁、比二百石。皆無員。掌宿衛侍從。自節從虎賁久者転遷、才能高至中郎。

とある。中郎将に付された劉昭の注が引く蔡質の『漢儀』には「主虎賁千五百人、無常員、多至三千人」とあり、また郎中に付された注では、「虎賁諸郎、皆父死子代、漢制也」という苟縛の『晋百官表注』を引用している。つまり虎賁は虎賁中郎将の下で宿衛侍從を行つてゐた官で、中郎将の配下には数多くの郎官がいて、父子代々その職を受け継いだ。『晋百官表注』からすれば、晋にもこの官制が継承されたと考へてよからう。

班劍の規定は、管見の限りでは『宋書』以後の正史をはじめその他の史書にも全く見られない。しかし、『晋書』以後の正史に賜与

記事が散見されることから、その制度は唐まで継承されたと考えてよからう。

劭は宋の太祖文帝の長子。六歳で皇太子となり、元嘉三〇年（四五三）に文帝を弑逆し即位したが、江夏王義恭らに敗れ斬首された。⁽¹⁷⁾この記事では皇太子に班劍が賜与された点と、威儀を高めるために賜与された班劍が潜在的には兵力であった点が注目されよう。

以上の四例は、班劍の員数にしても賜与される官品にしても皇帝の恣意によつており、先述した『晋書』の制度は一応の目安であり、その官人の廟堂における実際の勢力や、皇帝がその官人をいかに重要視していたかによつて、班劍が賜与されていたと結論できること。

班劍という名称のもととなつた虎賁の持つ劍は、諸註にあることく、模様のある非実用的なものであつたらしく、虎賁の役割も威儀を整えることに主眼が置かれ、実際に武力としてはあまり期待されないなかつたと思われる。薨去に際して班劍が賜与されているのも、葬儀の威儀を整えるためであつたのであろう。

班劍の賜与は晋の東遷後起こつた制度であるらしく、南朝を通じて行つてゐる。北朝から起こつた隋の時代にも、例えば楊素が薨去時に班劍四十人を賜つてゐる⁽²⁰⁾ごとく、この制度は受け継がれてゐる。問題は、隋の官制に虎賁が見えない点である⁽²¹⁾。「宿衛侍從」

の職掌を持つた官を隋の官制中に求めると、左右衛に属する直閣將軍・直寢・直斎・直後と左右領左右府に属する備身がある。煬帝期になると直閣將軍・直寢・直斎が廃され、左右領左右府が改称した左右備身府に直斎が新たに置かれるが、両者の関係は不詳である。

また衛ごとに置かれた護軍が後に武賁郎将と改称されるが、名称が同じだけで前代までの虎賁とは無関係であろう。結局、「宿衛侍従」の職掌は備身に取扱されたと考えてよからうと思う。以上、「宿衛侍従」の職掌を持つた官は判明したが、これらの官が班劍として臣下に賜与されたという証左はない。⁽²³⁾

さらに唐でも、例えば、高祖代に秦王世民⁽²⁴⁾（後の太宗）に四十人、齊王元吉⁽²⁵⁾に二十人の班劍が賜与されている。武徳四年（六二二）、両王は協力して竇建德・王世充を平定し、凱旋した世民が天策上將・領司徒に、元吉が司空になり、同時に班劍を賜与された。また先述した『王右丞集』から、玄宗・肅宗のころにも班劍制が行われていたことがわかる。⁽²⁶⁾

ただ問題は唐の官制にも虎賁は見えないことであるが、ここで注目すべき記事は、平陽公主の薨去時の記事である。『旧唐書』卷五十八柴紹伝附平陽公主伝では、

〔武徳〕六年、薨。及_レ將_レ葬、詔加_三前後部羽葆・鼓吹・大輶・麾幢・班劍四十人・虎賁甲卒。（後略）

とあり、班劍が賜与されていることがわかる。問題は「虎賁甲卒」

で、この条は『資治通鑑』唐紀高祖武徳六年（六二三）二月戊午条では、

平陽昭公主薨。戊午、葬_ニ公主、詔加_三前後部鼓吹・班劍四十人、
（胡注略）武賁甲卒。（後略）

と訓点を施し、「虎賁甲卒」を「班劍四十人」の説明と解している。『旧唐書』の読みを採れば、班劍以外に虎賁が存在したことになり、『資治通鑑』の読みを採れば、武装した虎賁が班劍として賜与されたと見做せる。可能性はどちらもあるが、晋以来の班劍制の前史を考えた時、本稿としては後者を採りたい。⁽²⁷⁾即ち、この例から、前代の虎賁に類似した官を班劍として賜与する制度が唐にも存在したと考えてよいと思う。

以上極めて少ない例を見てきたが、まとめれば次のようない結論になろう。明確な時期はわからないが、東晋のころから宿衛侍従を職掌とする虎賁を当時の有力な高官に賜与する制度が始まり、南朝を通じてこれが行われた。中国を統一した隋もこの制度を導入し、虎賁類似の皇帝側近武官を有力な高官に賜与し、続く唐もこれに因つた。この班劍制は、班劍を賜与された官人の功績やその地位の重要性を皇帝が認めていることを表現するための極めて恩典的な制度であると考えられる。

第三章 内資人と授刀資人

第二章では、日本で行われた内舎人を臣下に賜与する制度の源泉であったと思われる中国の班劍制を検討してきた。その結果、ある官人の功績を顕彰するため、天皇・皇帝の側近武官をその官人に賜与し奉仕させた点で、両制度は極めて類似していたことが明らかになつた。²⁸⁾

さて、奈良時代において内舎人を賜与されたのは、冒頭に述べた舎人・新田部両親王のみである。平安時代になれば、藤原良房の例に倣つて歴代の摂関が内舎人を賜るようになり、さらにその賜与の対象が一般の大臣・近衛大将に拡大された。²⁹⁾『拾芥抄』中巻院司部には、閑白家に御隨身所が設けられ、その構成員として別当・内舎人・番長・近衛が記されており、また「大臣家大略同_ニ摂関」但弁別当・文殿・藏人所等無_レ之。近衛大将同_ニ之」という註が付されている。天皇の側近官を高官に賜うという性格は共通しておりながら、奈良時代に諸王・諸臣の高官に内舎人を賜与した例がないのは不自然であると思う。可能性として考えられることは、諸王・諸臣にも内舎人を賜与する制度は存したもの、その内舎人は「内舎人」とは呼ばれず、何か別の呼称で呼ばれたのではないかということである。即ち、それが「内資人」なのではなかろうか。

この想定が正しいとすれば、内舎人をはじめとする天皇の側近官を賜与する制度は親王のみならず諸王・諸臣にも行われていた可能性がある。そこで次に問題となるのは、諸王・諸臣への賜与の例が本稿の「内資人」以外に見られない点である。ただ、親王への賜与の例も先の舎人・新田部両親王への例のみであるから、これと比較すれば問題とする必要はないようと思える。しかし、親王・諸王は早い時期に権力から疎外され、賜与の対象となりうるような高官には就任しなくなる。これに対して、藤原氏をはじめとする諸臣は太政官の中枢を占めて、当時の廟堂に重きをなしていく。当然、天皇側近官の賜与対象となりうる官人も多く、『続日本紀』などの史書にその事例を全く見出せないのは極めて不合理である。

この点で注目されるのは、『続日本紀』などの史書に散見する授刀資人・帶刀資人などの存在である。旧来の論考では、これらは令文に規定されている資人の一形態と考えられており、中には一步進んで、「授刀」・「帶刀」は私的武力という資人の一面をよく表すものであると考える論考すらある。³⁰⁾たしかに諸論考が説くごとく、当時の貴族が私的武力を有しており、資人が弓箭に長じ武力を行使した記事も散見される。³¹⁾しかし当時の政府がこの傾向に歯止めをかけようと努めたことも確かである。『続日本紀』神亀五年(七二八)四月辛卯条では、

勅曰。如聞。諸国郡司等、部下有_ニ騎射相撲及_ニ膂力者、輒給_ニ王

公卿相之宅、有レ詔搜索、無人可レ進。自今以後、不レ得更然。若有レ違者、國司追ニ奪位記、仍解ニ見任、郡司先加ニ決罰、准レ勅解却。其謀求者、以ニ違勅罪ニ罪レ之。但先充ニ帳内資人者、不レ在ニ此限。凡如レ此色人等、國郡預知、存レ意簡点、臨ニ勅至日、即時貢進。宣下告ニ内外、咸使知聞上。

という勅が発布されている。この中の付則規定「先充ニ帳内資人者、不レ在ニ此限」は、現状の追認とも受け取れるが、むしろ武力に秀でた者を帳内・資人に充てることを今後は禁止する規定と考えた方がよかろう。このような状況下で、授刀資人・帶刀資人は国家から武力の保持を許容されている。既に支給されていた位分資人・職分資人の中で一定の員数の武装を認めたという可能性もあるが、本稿では「内資人」との関連を重視し、これらを諸臣に賜与された天皇側近官の別称であると考えたい。

たしかに、第一章で掲げた藤原良房への隨身等の賜与の勅で内舎人・近衛・兵衛とともに帶仗資人を賜っている点を考慮すれば、授刀資人・帶刀資人が諸臣に賜与された内舎人の別称とは考えにくい。しかし、授刀資人・帶刀資人が内舎人よりも出身階層は若干降下することを許容すれば、諸臣に賜与された天皇側近官という「内資人」の性格を共有すると考えてよいと思われる。

『統日本紀』において授刀資人・帶刀資人などを賜与されている事例は、養老四年（七二〇）三月甲子に藤原不比等が右大臣で授刀資人三十人を、同五年（七二一）三月辛未に長屋王が右大臣で帶刀資人十人（但し『公卿補任』同年条には「帶仗十八人」とある）を、巨勢邑治・大伴旅人・藤原武智麻呂が中納言で帶刀資人各四人を、天平宝字八年（七六四）九月戊申に藤原豊成が右大臣で帶刀四十人を、それぞれ賜与されている。また天平宝字三年（七五九）十一月壬辰には藤原仲麻呂（惠美押勝）が大保で帶刀資人二十人を加増され四十人となっている。従って、これ以前のある時点で仲麻呂は既に帶刀資人二十人を賜与されていたことがわかる。さらに同六年（七六二）五月丙午には六十人を再加増され百人となっている。この時仲麻呂は大師に進んでいた。また、『扶桑略記』天平六年（七三四）三月八日条には「中納言已上、賜ニ帶仗資人」とある。この時の太政官は、知太政官事舎人親王、右大臣藤原武智麻呂、中納言多治比県守という構成であった。

「内資人」や授刀資人・帶刀資人と一般の資人との官としての地位の格差に関しては、双方の出身階層や適用される考選規定の差異を見れば明らかとなる。一般の資人の出身階層については、軍防令46五位子孫条・48帳内条に、

凡五位以上子孫、年廿一以上、見無ニ役任者、毎年京国官司、勘檢知レ実、限ニ十二月一日、并身送ニ式部、申ニ太政官、檢ニ簡性識聰敏、儀容可レ取、充ニ内舎人。三位以上子、不レ在ニ簡限。以

外式部隨状充ニ大舎人及東宮舎人。

凡帳内、取三六位以下子及庶人為之。其資人不得取内八位以上子、唯充三職分者聽。並不取三三閥及大宰部内・陸奥・石城・石背・越中・越後国人。

あるごとく、位分資人ならば外八位以下³⁵、職分資人でも六位以下の子であり、「内資人」の実質が内舎人であるという本稿の想定が正しいとすれば、五位以上の子孫の内舎人とは大きな違いがある。

ただ48帳内条に関しては若干の留保事項がある。即ち、大宝令文が右の養老令文と同内容であつたかどうか——帳内・資人の出身階層の差異が大宝令文でも設定されていたのかという点である。本稿が内舎人と資人の出身階層の差異を問題にする以上、この点が確定していなければならない。このため、本論からそれることになるが、この点に関して若干の説明を加える。

『続日本紀』養老三年(七一九)十一月庚寅条で、

始以外六位・内外初位及勲七等子、年廿以上、為三位分資人、八年一替。(後略)

という規定がなされている。この中の「外六位」は、このままでは内外七・八位が抜けてしまい条文自体が不合理であるし、また「外六位以下内外初位以上」という意味ならば合理的だが、それならばこういう表記はしないだろう。従つてここでは、新訂増補国史大系の鼈頭に指摘する一本に従い、「外八位」と訂正するのが正しいと考える。「勲七等」については、選叙令集解38五位以上子条古記に

よれば、蔭位制における勲位の扱いが大宝令と養老令で著しく異なるため、帳内条も大宝令の勲位に関する規定を養老令で削除した可能性がある。しかし、本条がその大宝令の規定を改変するために出されたとすれば、もっと適当な表現がなされてしかるべきだと思う。また「年廿以上」は、正丁の年が二十一以上である(戸令6三歳以下条)とのと齟齬を生じるが、一歳下げるだけの改変にしてはこれも不自然な表現である。また「八年一替」も、交替年限(=考選年限)の改変の規定とすればもっと適当な表現があつただろう。

以上の結果、考えられる改変は、養老令の条文中の「其資人不得取内八位以上子、唯充三職分者聽」という規定が大宝令ではなく、資人も帳内と同じ規定であつたものが、この時に現状の規定になつたという改変であろう。もし実際にそうだとすれば、帳内と資人との間に出身階層における差異はなくなり、46条の内舎人の出身規定も大宝令文が不確定であることを考慮すれば、内舎人と資人との間に差異を想定することにも疑問が持たれてくる。

しかしながら結論的には、以下の理由から両者の出身階層の間には何らかの差異があつたと考えて差し支えないものと思う。

『家伝』下で藤原武智麻呂について「大宝元年、選良家子、為内舎人。以三公之子、別勅叙正六位上、徵為内舎人、年廿二」とあるのは、『続日本紀』同年(七〇二)六月癸卯条の内舎人九十人が始めて補された記事に相当する。この中の「選良家子」・「以三

公之子」という表現からすれば、内舎人の出身階層については、大宝令と養老令とはほぼ同規定であったと考えて支障ないと思う。一方、資人に関しては、内舎人と同じ規定から養老三年の規定に改変されたとすれば、改変の幅があまりに大きすぎる。従って大宝令制下において、位分資人出身階層の制限がなかつたとしても、内舎人（＝「内資人」）と資人との間には出身階層における何らかの差異があつたと考えてよいと思われる。

話を本論に戻すと、長屋王等に帶刀資人を賜つた養老五年の記事では、賜与記事に統けて「其考選一准職分資人」とある。特に「職

分」とされたのは、職分資人と位分資人との間で考選に差異があつたからである。『続日本紀』和銅四年（七一）五月辛亥条には、

制。帳内・資人、雖^三名入^二式部、不^レ在^レ〔^予選^レ之限〕。既叙^{〔預〕}位記一
者許^レ之。職分不^レ在^二此例、唯聽^レ帳内三分之一、資人四分之一。

（後略）

とあり、帳内と資人の預選法について変更が加えられた。この制によつて、帳内と位分資人は一部を除いて預選の対象外とされ、職分資人はこれまで通り選叙に預かることとなつた。³⁷ ここで若干留意しなければならないのは、内舎人は内長上に准じた考選であるのに対し、資人は内分番に准じた考選である点である。この点に関しては、先述した藤原良房の随身に内舎人と並んで近衛・兵衛がいたことを想起したい。近衛・兵衛は、天皇の側近官という点で内舎人と共通

した性格を持つている。近衛の前身である授刀舎人もしくは中衛舎人は、兵衛に准じる官でその上に位置する官であり、さらに兵衛は大舎人より若干下に位置する官である。⁴⁰ 従つて、授刀舎人・中衛舎人はほぼ大舎人に相当する階層の官であると言えよう。授刀資人・帶刀資人をこうした近衛・兵衛に比肩する官と考えられれば、「内資人」の諸臣に賜与された天皇側近官という性格を共有する官と見做せよう。しかも帳内・資人の主体が庶人であつたとすれば、授刀資人・帶刀資人と一般的の資人との実際の階層差はさらに大きなものとなろう。⁴¹

従つて、一般に支給される職分資人・位分資人以外に、本来は天皇に側近する内舎人やそれに准ずる授刀資人・帶刀資人が自分の私的従者として奉仕し、しかもその従者が武力を保持することを公認されているということは、それを賜与された官人にとつて大きな君恩であつたし、他の官人達に対しても自らの地位の高さを誇示する最も効果的な方法であつたと結論できる。

第四章 内資人の本主

以上、親王への内舎人賜与を「内資人」を媒介させることにより諸王・諸臣にも拡大し、さらに「内資人」と授刀資人・帶刀資人などを同一実態を持つものと考えることにより、臣下（＝親王・諸王

・諸臣)への天皇側近官の賜与が奈良時代を通じて比較的広く行われていたという結論に至った。この結論は、先述した平安時代の制度に円滑に繋がるものであろうと思う。⁽⁴³⁾ 一つの仮説から出発し、仮説に仮説を重ねていく考察であったが、それから得られた結論はかなり整合性を持つたと考える。そこで本章では、この結論を認めた上で「内資人」を賜与された官人について検討を加えていきたい。

冒頭に示したごとく、「内資人」木簡には「天平八年四月廿日」⁽⁴⁴⁾ という日付が記されている。この年(七三六)は、前年に知太政官事の舍人親王が薨じ、右大臣藤原武智麻呂が文字通り太政官首班となつた年である。大納言はおらず、中納言も多治比県守だけで、参議には房前・宇合・麻呂が名を列ねていた。前述の『続日本紀』の記事を考慮して賜与の対象を中納言以上に限るならば、この時点での現任官としては武智麻呂と県守の二名のみである。また、両名ともにこの時点では帶刀資人もしくは帶仗資人を賜与されていたことが確認できる。また、藤原仲麻呂のごとく賜与記事を欠いている場合もあるから、これ以下の官人である可能性も全くないわけではないが、留意する必要はなかろう。

これ以外に留意しなければならないとすれば、故人に賜与されている場合であろう。藤原房前の薨去後に故左大臣家が私出挙により食封を運営している例もあるごとく、極めて高位に昇った官人は、故人となつてもその家政機関は

活動を続ける場合がある。この時点では、授刀資人・帶刀資人などを生前賜与されていたことが確認できるのは、藤原不比等と長屋王および巨勢邑治・大伴旅人であるが、長屋王は周知のごとき最後を遂げ、巨勢邑治は中納言のまま、大伴旅人は大納言で薨去しているから、考慮の外に置いてよからう。その他高官は数人いるが、授刀資人・帶刀資人などを賜与されていた徴証も全くない。

以上の検討の結果、本稿では、「内資人」を賜与されていた官人として、故藤原不比等と天平八年当時右大臣であった藤原武智麻呂、中納言の多治比県守の三名を挙げたいと思う。「内資人」木簡が出士した二条大路南側路肩東西溝は、北側路肩東西溝とその出土遺物が共通した性格を持つ。⁽⁴⁵⁾ この性格の一つには、藤原麻呂関係の遺物の一群があるということがある。この事実を重視するならば、先の三名からさらに不比等と武智麻呂に絞り込むことができよう。⁽⁴⁶⁾

さらに、二条大路の北側路肩東西溝から出土した木簡の中に次のような木簡がある。⁽⁴⁸⁾

中宮職移兵部省卿宅政所
太宿奈万呂
川内馬銅夷万呂
村国万呂
大荒木事判
枝部廣国
日下部乙万呂
東代東人
太屋主
秦金積
太東人
山村大立
陽侯吉足
八多徳足
大鳥高国
八多徳足
史旨廣山
八十九口舍人等考文
錢人別一文
件錢今早速進來勿怠緩
八狭井石楠
八馬國人
八他田神口
少進
大属
天平八年八月一日付舍人刑部望麻呂

木簡に列記されている十九人は、「右十九口舍人等、考文錢人別三文、成選六文。又官仰給智識錢、人別一文。件錢今早速進來勿忘緩」（句読点は筆者）という記載から、中宮職から藤原麻呂邸に出向していた者たちであったことがわかる。注目すべきは、この十九人の中に「内資人」木簡に記された「日下部乙万呂」が見えることである。この木簡には「天平八年八月二日」という日付があり、「内資人」木簡の日付と近接しているから、同一人と考えて間違いないから。これらの十九人の大半は中宮舍人であろうが、「内資人」木簡からすれば、「日下部乙万呂」のごとき「内資人」が少なくとも幾人かはこの中に含まれていたと言えよう。本来は中宮職に所属しながら、実際には藤原麻呂邸に出向して「内資人」と呼ばれていた「日下部乙万呂」は、故藤原不比等に賜与された内舍人で、不比等の薨去後、宮子のもとに出仕していた者であった。⁽⁴⁹⁾ 、このように考えればどこにも破綻をきたさないのではなかろうか。内舍人の考課は一般には中務省で行われ、その際には内舍人自身が考文錢を負担するのである。彼らの場合は、現在の本主である宮子がまとめてそれを中務省に貢じるため麻呂家にその取りまとめを指示したものと思われる。以上の想定が正しければ、「内資人」を賜与されていた官人は、不比等一人に限定することができる。

また、二条大路の北側路肩東西溝からは先の「中宮職移」木簡とともに「兵部卿宅」と書かれた墨書き器が出土し、のことから東

院南方地区（左京二条二坊三～六坪）は藤原麻呂邸である可能性が大きいとされている。⁽⁵⁰⁾ 本稿で取り上げた「内資人」木簡は、「中宮職移」木簡と関連づけることにより同様の結論が得られる史料である。「中宮職移」木簡からは、当該地区が中宮職もしくは麻呂邸に比定できた。一方「内資人」木簡に記された「日下部乙万呂」は、「中宮職移」木簡から麻呂邸で勤務していたことがわかり、従って「内資人」木簡は麻呂家で使用・廃棄された木簡であると言える。そして、この木簡が当該地区から出されたものと考えられることから、当該地区は藤原麻呂邸であると結論できる。

おわりに

以上縷々述べてきたところをもう一度まとめるところになると、以上縷々述べてきたところをもう一度まとめるところになると、「内資人」は、諸臣の功績を顕彰するため、天皇側近官たる内舍人をその官人に賜与したものであった。この内舍人賜与の制度は、中国の南朝から隋唐にかけて行われた班劍制に倣った制度であったと考えられ、「続日本紀」に散見される授刀資人・帶刀資人などは、この「内資人」と同一の系譜にかかる官である可能性が高い。そして、この「内資人」を賜与された官人としては、当時既に故人であった藤原不比等が最も有力な候補として挙げられよう。

不比等が薨去すると、「内資人」は位田・職田や資人などとともに

に生前と同様に不比等家に供奉する優遇措置を受け、実際には不比等の娘である宮子を公的な本主とし、その中の幾人かは宮子の末弟である麻呂の邸宅に勤務した。「内資人」木簡は、彼らが麻呂邸で宿直勤務を行っていたことを示す具体的史料である。一方「中宮職移」木簡は、公的な本主である宮子の中宮職から実際の勤務地である麻呂家に彼らの考文錢の取りまとめを指示する文書木簡であった。これら二つの木簡が示す以上のような状況は、東院南方地区が藤原麻呂の邸宅であったことを示す有力な傍証の一つである。

本稿で考察した内舎人賜与の制度は、官人の俸禄が官職・位階を対象として給付されているのに対して、天皇の意志の下に特定の官個人を対象として賜与されている点が特徴的である。特定の官個人を対象とした賜与は、他にも賜田などがあるが、飾り太刀を帶びた内舎人が常にその官人に付き従う状況は、周囲の人々にとって極めて印象的であり、その官人の地位の高さ、天皇の信頼の厚さなどを示す装置として極めて可視的な恩典であったと言えよう。

以上の結論は推論の上に推論を重ねたものであり、論述過程において複数の選択肢の中から一つを選んだことでもあった。しかし全体的な理解としては、かなり整合性を持つていると考える。今は可能性の一つとしてこの結論を提示し筆を擱く。

註

(1) 幸運にも筆者は、この発掘現場を見学し、さらに現場で直接取り上げられた木簡が水洗いされて泥が落ちていき、その下から鮮やかな墨痕が現れる過程を目撃することができた。それだけにこの時取り上げられた数点の木簡には特に深い関心を持っている。

(2) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十二)——二条大路木簡一一』二二頁。なお発掘調査の概要是『一九八九年度平城宮跡発掘調査部发掘調査概報』三九頁を参照。

(3) 順に、皇極二年(六四三)十一月丙子朔条、皇極三年(六四四)正月乙亥朔条、齊明四年(六五八)十一月戊子・庚寅条。

(4) 崇峻即位前紀(物部守屋の従者)、持統十年(六九九)十月庚寅条(丹比嶋・阿倍御主人・大伴御行・石上麻呂・藤原不比等の従者)。

(5) 直木孝次郎訳注『続日本紀』一(平凡社東洋文庫、一九八六年)では「淨御原令制下で、舎人・帳内・資人の書き分けがあつたかどうかは不明で、この「舎人」は大宝令前の用字を襲っている可能性も考えられる」としている(一三九頁注八)。

(6) 大斐亮「律令官制における主従的構成」(一九五九年初発表。のち『封建的主従制成立史研究』風間書房、一九六七年)は、「帳内資人は大化前代の貴人の近習の制をそのまま継承したものであり、職掌の上では舎人・使部・兵衛のそれを包括的に併せもつものである」と結論している(三七頁)。

(7) 『続日本紀』同年十月辛丑条。

(8) 森田悌「平安前期を中心とした貴族の私的武力について」(一九七二年初発表。のち『解体期律令政治社会史の研究』国書刊行会、一九八二年)では、両親王に賜った内舎人以下を当時の権力闘争過程での有力な軍事力と評価して実質的意義を想定し、また波々伯部守「防閻と馬従——中央貴族の私的武力と関連して——」(横田健一先生還暦

- (10) 記念会編『日本史論叢』、一九七六年) は、内舎人・大舎人は雜使に供奉する從者、衛士は隨身兵であったと文字通りに捉えている。
- (9) (9) 延喜兵部省式近衛条(新訂増補国史大系本七〇二頁)、軍防令47内六位条。
- (10) (10) 以下本稿で用いる中国史料は、『南部新書』と正史(『統漢書』)を含む)および『資治通鑑』は中華書局標点本を、『大唐六典』は広池学園本、『王右丞集箋注』は上海古籍出版社標点本を用いた。
- (11) (11) 高橋繼男「逸文唐令三条と唐戸令参考資料一条」(『東洋大学東洋史研究報告』Ⅲ、一九八四年)。
- (12) (12) 唐代史研究会編『律令制——中国朝鮮の法と國家』(汲古書院、一九八六年)。なおこの条文に言及したのは坂上康俊氏。
- (13) (13) ①は日唐の比較として一般的に行われている考察の素材となつてゐる。②は例えば、中国の太上皇・太上皇帝が律令中に規定されなかつたのに對して、日本では太上天皇が律令の諸条文中に規定された事例などである(拙稿「太上天皇制の成立」(『史学雑誌』九九一二、一九九〇年)参照)。また③は、唐の鹵簿令が、日本では官衛令26車駕出入条などから制度としては導入していたことがわかるものの、鹵簿令としては定着しなかつた事例などが挙げられよう。
- (14) (14) 『南齊書』卷二十三王儉伝・同褚淵伝。
- (15) (15) 『南齊書』卷四十武十七王竟陵文宣王子良伝。なお竟陵文宣王行状の全文は『文選』卷六十に收められている。
- (16) (16) ここに「武賁」というのは虎賁のことである。『資治通鑑』唐紀高祖武德六年(六二三)二月戊午条の胡注に「武賁、虎賁也。唐諱三虎字、改為「武」とある。
- (17) (17) 『宋書』卷九十九二凶元凶勸伝。なお『資治通鑑』の引用は、宋紀文帝元嘉二十七年(四五〇)十二月壬午条。
- (18) (18) 晋代の制度と宋・齊代の制度との間には差異があつても不自然では
- (19) (19) 西晋代でも例え、安平王孚は葬時「介士武賁百人」を賜り(『晉書』卷三十七宗室安平獻王孚伝)、賈充も葬時「椎斧文衣武賁」を賜つてゐる(『同』卷四十賈充伝)。この武賁も、皇帝の側近官を臣下に賜与する制度ということでは班劍制の先駆と見做してよいが、いまだ「班劍」という名称は用いられていないため、ここで注記するに止めることとする。なお管見の限りで班劍の初見は、太興年間(三一八~二二)に西陽王羕と荀組が六十人を賜つたものである(『同』卷五十九汝南文成王亮伝附姜伝、卷三十九荀勗伝附組伝)。
- (20) (20) 『隋書』卷四十八楊素伝。
- (21) (21) 後漢に先述のごとき虎賁中郎将を筆頭とした官制があつた後は、晋にも先述のごとく虎賁の存在が確認される。さらに『宋書』卷四百官志下・『南齊書』卷十六百官志に虎賁中郎将が見え、『隋書』卷二十六百官志上には、梁代のこととして「(前略)武賁・冗從・羽林三將軍、(中略)武騎之職、皆以分司丹禁、侍衛左右」とあり、陳の記述中では給仕中を筆頭とする品第七の中に武賁中郎将が見える。
- (22) (22) 虎賁中郎将の下に虎賁がいたか、また職掌は後漢と同じく「宿衛侍從」であつたかどうかは詳らかではない。しかし梁代の記述から推して、南朝を通じて後漢代の官制が引き継がれたと考へる。
- (23) (23) 李德林は葬儀に際して羽林百人を賜つてゐる(『隋書』卷四十二李德

- 林伝）。楊素も薨去時に班劍を賜与されていることと比較すれば、羽林が班劍として賜ったかとも思えるが、隋の官制に羽林が見えないこともあって、断案を得るまではいたらない。なお羽林については、先述した『続漢書』に、先の記述に続けて「羽林中郎将、比二千石。主羽林將。羽林將、比三百石。無員。掌宿衛侍從」（後略）とあり、虎賊と同じ職掌を持っていた。
- （24）『旧唐書』卷二太宗紀上。なお『新唐書』の同内容の記事は省略に従う。以下同じ。
- （25）『旧唐書』卷六十四高祖二十二子巢王元吉伝。
- （26）ただし王維に班劍が賜与されていたとは、王維の官から言つて考えられない。恐らく同行していた高官に賜与された班劍であろう。
- （27）『新唐書』卷八十三諸公主平陽昭公主伝では「武德六年薨。葬加三前後部羽葆・鼓吹・大路・麾幢・虎賊・甲卒・班劍」（後略）と読んでいる（「大路」は「大輶」と同意）が、「虎賊甲卒班劍」は一語と見て、若干落ち着きが悪いが「虎賊の甲卒せし班劍」と読んでおく。
- （28）『続日本紀』天平宝字二年（七五八）八月甲子条の官名改変において、兵衛府が虎賊衛になつてゐるこれからすれば、班劍と兵衛が対応する余地もあるように思われるが、この官名改変自体が実質を伴わないものであるので、官名の一致だけからは何も言えない。
- （29）『国史大辞典』第八卷（吉川弘文館、一九八七年）「隨身」の項（笹山晴生氏執筆）参照。
- （30）笹山晴生「授刀舎人補考——和銅元年天皇御製歌の背景——」（一九六八年初発表）。のち『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年）では、帶刀資人は「授刀舎人・帶刀舎人と直接の関係はなく、むしろ平安時代の隨身の先駆的な性格をもつもの」であり、授刀資人は「帶刀舎人とはやや性格を異にするもので、授刀舎人の分身的な性格をもつもの」と考へてゐる（一七四～七五頁、註（13）。笹山

- 氏は帶刀資人を貴族の私的兵力の公的な制度への編入と見做しているから、次註の諸論考と共に通した考え方である。しかし平安時代の隨身は、先の『拾芥抄』よりしても賜与された内舎人・近衛であり、単に貴族の私的兵力に新たな官を与えたのとは本質が全く異なつてゐる。即ち、帶刀資人も授刀資人も、天皇の側近官であるという点では一致するのである。よつて、本稿ではこの両者を一括して考察していく。
- （31）藤木邦彦「奈良・平安朝に於ける權勢家の家政について」（歴史と文化（東大・教養））、一九五二年）、横谷愛子「帳内資人についての一考察」（『続日本紀研究』一五二、一九七〇年）、森田註（8）前掲論文、波々伯部註（8）前掲論文など。
- （32）中山薰「資人についての一考察」（『続日本紀研究』八一一、一九六一年）。
- （33）例えは、若干時期は遅れるが、『続日本紀』延暦元年（七八二）閏正月丁酉条など。
- （34）これに類似した制度を中國史上に求めると、甲仗入殿制が最も近いようと思われる。しかしこの制度は、班劍制よりもさらに事例が少なくて、詳細は全く不明とせざるをえない。少ない事例の中から一例を示せば、先にも触れた褚淵が、宋の昇明元年（四七七）に順帝が即位した際、「甲仗五十人入殿」とある（註（14）前掲褚淵伝）。この記述から想定されるのは、班劍も含めた褚淵の私的従者を武装させたまま宮殿に入れてよいという制度であろう。この制度は「入殿」に重点があるらしく、今問題としている私的従者の武装を許可するという制度とはかなり性格を異にしていると思われる。
- （35）帳内条の義解は「謂。内六位以下子、不論嫡庶。何者、下文称^レ得^レ取^ミ内八位以上子」（後略）とあり、出身できる対象を内位のみに限つてゐる。しかしながら、「何者」以下は理由になつておらず、もし条文の内容が義解の通りであるとするならば、条文は「帳内、取^ミ内六

- (35) 位以下子及庶人「為レ之」。其資人不得レ取八位以上子、「唯充職分」者聽」となるべきである。さらに、外位を除外したとすれば「庶人」の理解が困難となる。即ち、外位を有する者は帳内・資人になれないにほかならず、無位の庶人（畿外の者も含まれる）はなれることになつてしまふ。46～48条は、内舎人・大舎人・東宮舎人・兵衛・使部・帳内・資人の出身階層を官の高下に従い分類した規定であり、この点からすれば、庶人が外位の有位者より高位に位置づけられる状況はありえない。従つて「六位以下子」は内外位を含み、「不得レ取ニ内八位以上子」とされた位分資人は、具体的には、外八位・内外初位の子および庶人が出身を許されたと考えねばならない。
- (36) 本稿で言及する条文は養老令条文であり、大宝令条文は、集解古記から養老令とほぼ同文と推定されるものもある。しかし軍防令のことく集解古記がないため大宝令を復原できない条文に関しては、大宝令施行期の事例を養老令条文を前提として考察するのは、厳密に言えば合理的ではないが、その場合本稿では、両令の条文がほぼ同文であつたという仮定の下に論を進めてきた。
- (37) 野村忠夫『律令政治の諸様相』(瑞書房、一九六八年)一四四～五二頁。
- (38) 考課令69考帳内条・選叙令14叙舎人史生条。
- (39) 笹山晴生「中衛府の研究——その政治史的意義に関する考察——」(一九五七年初発表。のち註30前掲著書)。
- (40) 軍防令47内六位条。
- (41) 野村註(37)前掲著書一五三頁。
- (42) 「内資人」の出身階層に関連して言えば、木簡に列記されていた三名の中、「日下部乙万呂」は、天平宝字八年(七六四)十月十四日付の造東大寺司牒で、同名人が隱岐國目從六位下で故京職宅の返抄に署名を加えている(『大日本古文書』五一四九六頁)が、両者は同一人であ

- (43) ただし、奈良時代には賜与対象が中納言にまで拡大していたものが、平安時代初期には攝関のみに限定されその後一般の大臣に拡大されていく経過がある。ただ一般の大臣への拡大については、中納言にまで拡大していたという奈良時代の前例があつたからこそ比較的円滑に先述した『拾芥抄』の規定に定着するものと思われる。
- また『朝野群載』十二には天禄元年(九七〇)に攝政になつたばかりの藤原伊尹への從二位の贈位勅が收められており、その勅文中に「亦賜内舎人二人・左右近衛各四人・以為隨身・伏願・虎賀保警・含曉刃於秋霜・鳥号自張・撫上弦於斜月・新使レ盛其權衡・以可レ尊儀形」という一節がある。これを見れば、平安時代の内舎人賜与制も中國の班劍制に倣つたものであることは明らかであろう。
- (44) 藤田香融『國造豊足解』をめぐる二三の問題(一九五九年初発表。のち『日本古代財政史の研究』瑞書房、一九八一年)参照。
- (45) 『尊卑分脉』藤氏大祖伝不比等伝に、「養老四年十月詔贈太政大臣正一位・賜レ諡曰文忠公・食封・資人・並如全生」とあり(『公卿補任』養老四年(七二〇)条にも同内容の記述あり)、家政機関は不比

等薨去後も存続したと考えられる。

班剣は、薨去時に加増された例があり、薨去後も故人に賜与され続けたと考えられる。「内資人」が班剣に倣うものだとすれば、不比等薨去後もその家政機関に包含された状態で不比等家に属し続けた可能性が高い。

(46) 註(2)前掲発掘調査概報五二一〇頁参照。

(47) これも可能性にすぎないが、「日下部乙万呂」が註(42)で触れた天平宝字八年(七六四)の造東大寺司牒に出てくる同名人と同一人であったすれば、さらにそこに引用されている故京職宅の返抄の「故京職宅」は、京職大夫であった藤原麻呂の薨去後の家政機関とも考えられる(このことは鬼頭清明「長屋王家木簡二題」赤染豊嶌と竹野女王一)『白山史学』二六、一九九〇年、八九頁)でも既に触れられている)。岩橋小弥太「宅司考」『上代官職制度の研究』吉川弘文館、一九六二年)では、家令職員令に規定された親王と三位以上の諸王・諸臣の家政機関は「家」と呼ばれたのに対し、四位・五位の者にも家政機関が許されるようになり、それが「宅」と呼ばれたとしている。しかし、本文で触れた「中宮職移」木簡の「兵部省卿宅」とは、當時從三位であった藤原麻呂の家政機関を指しており、「家」と「宅」とは岩橋氏の想定するような厳然とした差異はなかったと考えてよからう。また、他田日奉部神護が藤原麻呂の位分資人から宮子の中宮舍人になつた『大日本古文書』三一一五〇頁)ごとく、「日下部乙万呂」が不比等家から麻呂家に移つたと考える余地は十分あるだろう(なお鬼頭氏は「日下部乙麻呂」を一般的な麻呂の資人と考えているが、参議の麻呂が「内資人」を賜つた可能性は小さい)。

(48) 註(2)前掲発掘調査概報五九頁掲載12号木簡。

(49) 不比等に賜与された「内資人」全員が宮子に付えるようになったのか、あるいは宮子以外にも分かれて仕えていたのかは詳らかでない。

しかし、麻呂家から中宮職に考文錢が支払われていることは、麻呂が「内資人」の管理者に形式上なれど、形式上の管理者はあくまでも宮子であったことを示している。宮子以外に「内資人」の管理者たる正当性を持っていた者がいたとすれば、それは、當時おそらく藤原氏の氏上であつたろう武智麻呂と、聖武天皇の皇后であった光明皇后くらいであつたろう。

(50)

註(2)前掲発掘調査概報四五・五六頁参照。なお同書では、藤原麻呂邸と推定される邸宅を五坪に少なくとも一坪分全体の敷地を有したと慎重な態度を取っている(三九・六〇頁)が、建物・門の配置などから考えて四町邸の可能性もあり、内裏に近接した最重要地区という点からしてもこの可能性が高いと思う。



積文は本文一八三頁

[付記] 本稿は、東京大学大学院に提出したレポートを改稿したものである。改稿に際しては、東野治之先生と笛山晴生先生から種々の御教示を賜つた。記して深甚の謝意を表したいと思う。